

建築・設備施工管理CPD制度ガイドライン

プロバイダー用

2022. 4. 1版

運用版HP : <https://www.fcip-cpd.jp/>

一般財団法人 建設業振興基金

目次

プロバイダー用ガイドライン

1. はじめに
 1. 1 目的
 1. 2 建築・設備施工管理CPD制度の概要
 1. 3 建築CPD情報提供制度との連携
 1. 4 建設系CPD協議会
 1. 5 個人情報保護
2. 特定機能の利用登録の方法
 2. 1 プロバイダーID
 2. 2 プロバイダーIDの取得手続き（インターネットによる申請を推奨）
3. CPDプログラムの認定
 3. 1 CPDプログラムの認定対象となる講習会等
 3. 2 インターネットによる講習会（eラーニング）
 3. 3 プログラム審査会による審査
4. CPDプログラムの申請（認定と登録）
 4. 1 CPDプログラムの認定申請の方法（インターネットによる申請を推奨）
 4. 2 監理技術者講習などの法定講習の登録
 4. 3 CPDプログラム出席者の名簿データの提出
5. 申請手続き
 5. 1 提出書類と申請手数料

申請書等の様式

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 様式3 | 建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定申請書 |
| 様式4 | 建築・設備施工管理CPD制度プロバイダー・社内機能ID登録・変更等申請書 |
| 様式8 | 建築・設備施工管理CPD制度認定教材認定申請書 |
| 様式A | 建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定証明書 |
| 様式B | 建築・設備施工管理CPD制度プログラム登録証明書 |
| 様式C | 建築・設備施工管理CPD制度認定プログラム出席者名簿 |
| 様式D | 企業内研修報告書式 |
| 様式E | 建設系CPD協議会加盟団体主催CPD申請書・受講証明書 |

プロバイダー用ガイドライン

このガイドラインは、個人参加者用及び企業担当者用ガイドラインと同様に講習会等実施者（以下、プロバイダーという。）の手続きを記載しています。

1. はじめに

1. 1 目的

建築・設備施工管理CPD制度は、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士（建設業法（昭和24年5月24日法律第100号。）第27条に基づく建築施工管理技士、電気工事施工管理技士及び管工事施工管理技士をいう。）その他の施工管理に携わる技術者（以下「建築施工管理技士等」という。）が、その必要な能力の開発に資する活動を継続的に行うことを推進するとともに、その指標を示し、及びその状況を社会に明示することを通じて、公共の福祉の増進並びに建築施工管理技士等の知識及び技術の向上を図ることを目的とする。

1. 2 建築・設備施工管理CPD制度の概要

(1) 対象者

建築・設備施工管理CPD制度の対象者は、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士その他の施工管理に携わる技術者とします。

施工管理に携わる技術者には、監理技術者（建築士を含む。）や資格取得を目指す技術者を含みます。

(2) 運営組織

- ① 建築・設備施工管理CPD制度は、一般財団法人建設業振興基金（以下「本財団」という。）が運営します。運営に当たり本財団に外部の有識者からなる建築・設備施工管理CPD制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、建築・設備施工管理CPD制度の運営の方針、審査に係る基準の審議等を行います。
- ② 運営委員会の下に建築・設備施工管理CPD制度運営委員会プログラム審査会（以下「プログラム審査会」という。）を設置し、個別のプログラムの審査、認定等を行います。

建築・設備施工管理 CPD 制度 運営委員会

学識経験者、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、
（一社）日本電設工業協会、（一社）日本空調衛生工事業協会、
全国管工事業協同組合連合会、（一財）建設業振興基金

建築・設備施工管理 CPD 制度 運営委員会プログラム審査会

学識経験者、（一社）全国建設業協会、（一社）日本建設業連合会
（一社）日本電設工業協会、（一社）日本空調衛生工事業協会、
全国管工事業協同組合連合会、（公財）建築技術教育普及センター、
（一財）建設業振興基金

建築・設備施工管理 CPD 制度 事務局

（一財）建設業振興基金 試験管理・講習部企画課（CPD 窓口）

(3) 用語

① CPD参加者

建築・設備施工管理CPD制度に参加登録を行い、CPDプログラムに参加し、CPD実績を蓄積しようとする技術者をいいます。

② CPDプログラム

運営委員会が、建築施工管理技士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等の研修プログラムをいいます。

③ CPD実績、CPD単位及びCPD実績証明書

CPD実績は、CPDプログラムを受けた個人の記録のことで、CPD単位は、CPD実績を定量的に表す単位で、概ね講習会1時間が1CPD単位に相当します。CPD実績証明書は、CPD参加者の過去のCPD実績を証明するものです。

④ プロバイダー

運営委員会が認定したCPDプログラムの実施者をいいます。

(4) 手続きの概要

① 建築・設備施工管理CPD制度の流れ

運営委員会が、建築施工管理技士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等のCPDプログラムにCPD参加者が出席し、その情報をCPD単位として登録することでCPD参加者の履修履歴を蓄積します。この履歴に基づき、CPD参加者の求めに応じて証明書を発行するものです。

建築・設備施工管理CPD制度の流れは、以下のとおりです。これら一連の登録・管理等の事務は建築・設備施工管理CPD制度事務局（以下「事務局」という。）において行います。

● 建築・設備施工管理CPD制度への参加登録

建築・設備施工管理CPD実績を蓄積しようとする建築施工管理技士等は、建築・設備施工管理CPD制度への参加登録をします。（③ 新規参加を参照）



● プログラムの認定・公開

プロバイダーが実施する講習会等を、建築・設備施工管理CPD制度のCPDプログラムとして認定し、原則的には公開します。



● 履修履歴の実績の登録・管理

建築・設備施工管理CPD制度の実績として、運営委員会にて個人別にCPD単位等必要事項を登録します。



● 履修履歴の実績の証明

運営委員会にて登録・管理された建築施工管理技士等のCPD実績に基づき、建築・設備施工管理のCPD実績証明書を発行します。

② 申請

手続きは郵送又はインターネットで行います。インターネットによる申請は建築・設備施工管理CPD制度ホームページから行いますが、FAXでも受け付けます。申請に必要なすべての資料は、承認作業完了後も大切に保管してください。CPD実績証明書を発行する際に必要となる場合があります。

③ 新規参加

CPD単位を取得するには、参加者ID（参加登録時に発行される12桁の番号）の取得が必要です。これとは別に会社等が取得する、特定の機能が使える特定機能IDがあります。主な手続きは以下となります。

① 新規に参加します。



② 参加により発行された参加者IDとパスワードでログインをします。



③ ログイン後、各申請やその他のサービス等が利用できます。

○参加者 ID の種類

ID の種類		申請内容
参加者 ID		個人のCPD実績の申請、CPD実績証明書の申請
特定機能ID	プロバイダーID	プロバイダーが行うCPDプログラムと出席者名簿の申請（企業内研修を除く）、講師を派遣する企業内研修のCPDプログラムと出席者名簿の申請
	社内機能ID	社内機能IDで参加者IDを反映させた社員のCPD単位数、CPD実績の閲覧、一覧表の出力、CPDプログラム（企業内研修）と出席者名簿の申請、CPD実績証明書の申請

④ 抹消と一時停止

虚偽の申請等が認められた場合には、登録の抹消、CPD情報システム利用の一定期間の停止などの措置を講じます。また、登録されたCPD実績は取り消し、特定機能ID、参加者IDの利用を停止します。

⑤ 建築・設備施工管理CPD制度事務局の連絡先

(一財)建設業振興基金 試験管理・講習部企画課 (CPD窓口)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL : 03-5473-1585 FAX : 03-5473-1589
e-mail : cpd-t@kensetsu-kikin.or.jp
営業時間 9:00~12:00、13:00~17:30 (土日・祝日・年末年始除く)

1. 3 建築CPD情報提供制度との連携

建築CPD情報提供制度とは、建築施工管理技士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築CPD情報提供制度の参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度です。

この制度は、建築CPD運営会議の構成団体のデータの活用を前提とした制度です。建築CPD情報提供制度の運営は建築CPD運営会議が行い、(公財)建築技術教育普及センターがその事務局になっています。

建築・設備施工管理CPD制度は、建築CPD情報提供制度の構成団体として参加・連携することで、各CPDプログラムの認定制度の共通化と利用できるプログラムの共有化を図っています。また、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士及び建築士の有資格者については、建築CPD情報提供制度も、同じ参加者IDで利用できます。

建築CPD運営会議の構成団体

学識経験者、国土交通省、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会※、（一社）日本建築構造技術者協会、（一財）建設業振興基金及び（公財）建築技術教育普及センター

※建築設備士関係団体CPD協議会参加団体

（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、（公財）建築技術教育普及センター

1. 4 建設系CPD協議会

建設系CPD協議会は、建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間でのCPD（継続教育）の推進に係わる連絡や調整を図ることを目的とする協議会で、19団体で構成されています。

本財団は、地方公共団体等での総合評価等で建築・設備施工管理CPD制度の実績証明書が求められることの対応として、建設系CPD協議会に参加しています。

建設系 CPD 協議会の加盟団体（会員）

（公社）空気調和・衛生工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）建設コンサルタンツ協会、（一社）交通工学研究会、（公社）地盤工学会、（公社）森林・自然環境技術教育研究センター、（公社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（一社）全日本建設技術協会、（公社）土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局:（一社）全国地質調査業協会連合会）、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本技術士会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本造園学会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会

建築・設備施工管理CPD制度の認定プログラムは、建設系CPD協議会相互協力協定書の規定により他の建設系CPD協議会の所属団体においてCPDの単位となることがあります。

この手続きのためには、所属されている団体が指定する様式Eのような証明書に（一財）建設業振興基金が証明を行う必要がありますので、申し出のあった受講者に建築・設備施工管理CPD制度事務局に受講証明書を送付させてください。

1. 5 個人情報保護

建築・設備施工管理CPD制度の事務局である本財団では、本事業における個人情報の取扱いについて以下の通り方針を定め、個人情報に関する情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めています。

1. 本財団では、建築・設備施工管理CPDに参加する方の個人情報の保護に努めます。
2. 本財団は、建築・設備施工管理CPDの参加申込の際に、ご本人の住所・氏名・生年月日の基本情報のほか勤務先・職歴・取得資格など事業に必要な情報について収集します。これらの情報は利用目的を明確にし、業務上必要な範囲で利用します。
3. 本財団では、次の場合を除いて、ご本人から収集した個人情報を目的外に利用したり外部に提供することはありません。
 - ① 法令の定めに基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが

困難であるとき。

- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 個人情報、総合評価の評価などのご本人又は公共の利益のために必要であると判断される場合には、所属企業や公共発注機関（総合評価の評価事務の外部委託者を含む）に、提供することがあります。
5. 本財団では、申請者の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。また、個人情報への不正なアクセス等が行なわれることを防止するため、必要とされる対策を講じます。更に、役職員等及び委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
6. ご本人からのご自身に関する情報の開示・訂正等の依頼があった場合、請求者がご本人であることを確認したうえで、特別な理由がない限り開示・訂正等いたします。

2. 特定機能の利用登録の方法

プロバイダーは、建築・設備施工管理CPD制度において特定の機能が利用できる特定機能IDを取得することができます。

特定機能IDには、プロバイダーIDと社内機能IDがあります。

プログラムを申請し認定を受けるには、プロバイダーID又は社内機能IDが必要です。

○特定機能IDと申請者

プロバイダーID	CPDプログラムの認定申請者、又は監理技術者講習の登録申請者が取得（IDの取得は無料ですが、プログラムを申請する場合は別途審査料が必要です（「5. 申請手続き」を参照）。）
社内機能ID	企業内研修のCPDプログラムの申請、社員等のデータ管理を行う建設会社等が取得（IDの取得は有料で、年度末に請求します。）

2. 1 プロバイダーID

- (1) プロバイダーによる講習（企業内研修を除く。）

プロバイダーは、プロバイダーIDと登録時に設定したパスワードでログインすることにより、主催する講習会のプログラム申請ができます。

講習会をプログラム申請する場合は、別途申請料金がかかります。認定された講習会は、案内などで建築・設備施工管理CPD制度の認定プログラムとして広報ができます。

- (2) CPDプログラムへの出席者データの提出

プロバイダーは、CPDプログラムとなった講習会等の実施時に、会場に出席者名簿（様式C）を設置し、参加者が氏名及び参加者IDを記入した出席者名簿を、当該講習会等の開催後2週間以内に事務局に提出してください。

出席者名簿の記入方法につきましては、CPDプログラム認定の申請をし、審査・認定後に配布する「建築・設備施工管理CPD制度プログラム実施について（出席者名簿等の取扱い）」をご覧ください。

- (3) プロバイダーの講師派遣による企業内研修

企業内研修に講師を派遣し、CPDプログラム申請をする機関は、プロバイダーIDが必要です。建設会社等が行う企業内研修とは、IDが異なりますのでご注意ください。プロバイダーは、企業内研修のCPDプログラム及びCPD実績の登録を申請する必要があります。

事前申請手続きは「3. CPDプログラムの認定」とほぼ同じです。

ただし、信頼性確保のために、講習の様子について全体人数が把握できるカット及び講師が

写っているカット（後方から全景を写している場合には1カットでも可）で「開始直後」、「半ば」、「終了間近」に日時を記録できるJPEG形式で写真撮影したものと講習に用いたテキストを、開催後2週間以内に出席者名簿と合わせて事務局に提出してください（様式D）。財団のホームページ（<https://www.kensetsu-kikin.or.jp>）から、建築・設備施工管理CPD制度ホームページ（<https://www.fcip-cpd.jp/>）に接続して提出することも可能です。

提出されたテキスト等の取扱いについては、建築・設備施工管理CPD制度ガイドライン 企業担当者用（社内機能ID）4. 2 企業内研修出席者の名簿データ等の提出と同様に取扱います。

2. 2 プロバイダーIDの取得手続き（インターネットによる申請を推奨）

プロバイダーIDの取得には、申請手数料は無料です。

(1) インターネットによる申請（推奨）

本財団のホームページ（<https://www.kensetsu-kikin.or.jp>）から、建築・設備施工管理CPD制度ホームページ（<https://www.fcip-cpd.jp/>）に接続して、入力案内に従ってプロバイダーIDの取得手続きを行ってください。

① プロバイダーの登録

プロバイダー登録は、初めてのプログラム申請時に登録してください。

(2) 郵送による受付

① 受付時期

郵送により、随時受付けています。

② 手続き

提出書類と提出先については「5. 申請手続き」によります。

(3) 変更の届出

プロバイダー等は、申請内容に変更があった場合には、速やかに事務局まで届け出てください（様式4）。

3. CPDプログラムの認定

3. 1 CPDプログラムの認定対象となる講習会等

講習会等が次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 「表1 CPDプログラムの形態分類表」のいずれかにあてはまるものであること。
- ② 「表2 CPDプログラムの分野分類表」のいずれかにあてはまるものであること。
- ③ 講習会等の実施日が、認定日以降に開催されるものであること。

表1 CPDプログラムの形態分類表

形 態		内 容
1 参 加 学 習 型	0 定期講習（注）	建築士法第22条の2に規定された定期講習 （一級・二級・木造建築士定期講習、構造・設備設計一級建築士定期講習）
	1 監理技術者講習	建設業法第26条第4項による監理技術者講習
	2 講習会	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等
	3 見学会	見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察）
	4 認定教材	建築施工管理技士等の業務に必要な知識及び技能の向上に資するものとして、プログラム審査会において予め認定された教材を用いての学習

	5 自己学習	集合講習会で使用される「講習会テキスト」での自己学習
2 情 報 提 供 型	1 講師	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）見学会・国内外視察の講師
	2 社会貢献	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動

(注) 管理建築士講習、構造・設備設計一級建築士講習は含まない。

表2 CPDプログラムの分野分類表

倫理・法令 分野	倫理		
	法律、規準、基準、規格、建築紛争		
	その他		
設計・監理 分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他	
	構造系	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他	
	設備系	空調	
		衛生	
		電気	
		輸送	
		全般	
その他			
施工管理 分野	建築系	総合施工計画、仮設、土工事、杭地業、躯体、仕上げ、改修、解体、その他	
	設備系	空調、衛生、電気、輸送、全般、その他	
マネージ メント 分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネジメント、その他	
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他	
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他	

3. 2 インターネットによる講習会（eラーニング）

インターネットによる講習会も建築・設備施工管理CPD制度の認定プログラムとすることができます。詳細は別紙を参照下さい。

3. 3 プログラム審査会による審査

プログラム審査会は、上記「3. 1 CPDプログラムの認定対象となる講習会等」を満たすものについて、プロバイダーより提出されたプログラム認定申請書をもとに、次のプログラム認定基準を満たすかどうかについて審査を行います。また、併せて「建築CPD情報提供制度プログラム認定基準」を満たすかどうかについても審査します。

○プログラム認定基準

1. 建築施工管理技士等の継続職能研修にふさわしいものであること。
2. CPDプログラムの内容は、別に定めるCPDプログラムの形態分類のうち、プログラム審査会の定める特定の分類に該当すること。
3. CPDプログラムの内容は、別に定める学習分野分類のいずれかに該当すること。
4. CPDプログラムは原則としてプログラムに出席を希望する全ての者に開かれていること。
5. CPDプログラムの認定を申請しようとするプロバイダーは、プログラムの初回申請時にプログラム審査会の定めるプロバイダーに関する情報も合わせて申請するものとする。
6. CPDプログラムを実施するプロバイダーは、以下の規定を守らなければならない。
 - (1) 出席者の記録の管理を公正に行い、名簿を電子データで作成し、出席者が参加登録を行った団体の指示に従って報告すること。
 - (2) 不正な行為を行わず、プログラム審査会が定めた規則を守ること。

上記の基準の他、建築・設備施工管理CPD制度として個々に判断し認定する場合もあります。

以上、「3. 1 CPDプログラムの認定対象となる講習会等」及び「3. 2 プログラム審査会による審査」を満たす講習会等がCPDプログラムとして認定されます。

4. CPDプログラムの申請（認定と登録）

4. 1 CPDプログラムの認定申請の方法（インターネットによる申請を推奨）

プロバイダーは、プログラム審査会に認定申請を行ってください。

プログラムの初回申請時は、申請と同時にプロバイダーに関する情報の登録が必要となります。初回申請時は、事前に事務局までご連絡をください。

プロバイダーは、運営委員会が定める規則を遵守しなければなりません。

なお、同一内容であっても、開催日時及び会場が異なる場合には、開催日時及び会場毎に異なるプログラムとなりますので、それぞれ申請を行ってください。

（インターネットによる講習会（eラーニング）については、3. 2の規程により月単位で申請を行ってください。）

企業内研修の申請については、「建築・設備施工管理CPD制度ガイドライン 企業担当者用(社内機能ID) 4. 企業内研修の申請」もご参照ください。

(1) インターネットによる申請（推奨）

本財団のホームページ (<https://www.kensetsu-kikin.or.jp>) から、建築・設備施工管理CPD制度ホームページ (<https://www.fcip-cpd.jp/>) に接続して、入力案内に従ってプログラム認定申請手続きを行ってください。

(2) 郵送による受付

① 受付時期

郵送により、随時受付けています。

② 手続き

・申請手数料と振込先、提出書類と提出先については「5. 申請手続き」によります。

・プログラムは、開催日から概ね3週間前までに申請してください。詳しくは、プログラム申請画面のお知らせをご確認ください。

(3) 変更の届出

プロバイダーは、プログラムの申請内容に変更があった場合には、速やかに事務局まで届け出てください（様式任意）。

(4) 認定結果のお知らせ

審査終了後直ちに、審査結果をメール送付します。

記載されているプログラムIDは、出席者名簿の提出時に使用します。認定プログラムは、原則、建築・設備施工管理CPD制度ホームページの認定プログラム一覧に掲載いたします (<https://www.fcip-cpd.jp/>)。

なお、資料等の不足等により審査が終了しない場合には、必要な資料の提出を求め、次回プログラム審査会で審査を行います。

(5) 認定申請手数料

申請手数料と振込先、提出書類と提出先については「5. 申請手続き」によります。

毎年1月末頃に年度内の申請件数等に応じて請求書を発行します。3月末までにご入金をお願いします。

なお、一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

4. 2 監理技術者講習などの法定講習の登録

監理技術者講習などの法定講習のプロバイダーは登録申請を行ってください。監理技術者講習など法定講習について審査は不要であり、登録申請により建築・設備施工管理CPD制度の認定CPDプログラムとして登録されます。

登録手続きは、「4. 1 CPDプログラムの認定申請の方法について」と同じです。

(1) 登録結果のお知らせ

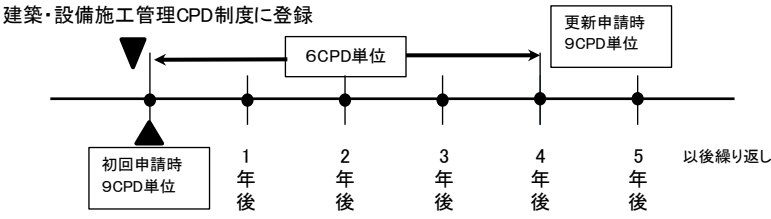
登録終了後直ちに、登録結果をメール送付します。記載されているプログラムIDは、出席者名簿の提出時に使用します。

登録プログラムは、原則、建築・設備施工管理CPD制度ホームページの認定プログラム一覧に掲載します (<https://www.fcip-cpd.jp/>)。

(2) 監理技術者講習の扱い

- ・ 建築・設備施工管理CPD制度においては、建築施工管理分野を中心にプログラムを認定することを踏まえ、監理技術者講習は認定プログラムとして扱います。
- ・ 原則、監理技術者講習を実施するプロバイダーにおいては、事前に開催予定のプログラムを公表し、講習参加者のリストを事務局に送付・登録する流れとなります。登録反映は受講日翌月末以降（約1ヶ月以上）となる予定です。
- ・ 建築・設備施工管理CPD制度の参加者は、CPD制度の登録時と登録から4年経過後ごとの監理技術者講習においては、CPD単位換算基準（重み付けの係数）を1.5とします（計6時間×1.5＝9 CPD単位）。また、試験成績が会場平均点以上の方は、別途自己申請手続きにより1 CPD単位が付加されます。なお、CPD実績証明書において、証明書の提出先等の指定がある場合、CPD単位換算基準を1.0とすること、及び試験成績によるCPD単位を実績証明範囲から除外する場合があります。

○監理技術者講習の扱い（建築・設備施工管理CPD制度参加者のみ）

プログラム名称	内容	CPD単位
監理技術者講習	 <p>建築・設備施工管理CPD制度に登録</p> <p>初回申請時 9CPD単位</p> <p>1年後</p> <p>2年後</p> <p>3年後</p> <p>4年後</p> <p>5年後</p> <p>以後繰り返し</p> <p>6CPD単位</p> <p>更新申請時 9CPD単位</p>	
	CPD制度の登録時又は登録から4年経過後ごとの監理技術者講習	9
	上記から4年以内の監理技術者講習	6
	試験の成績が、その会場での少数点第1位まで計算した平均点以上	1

(5) 認定教材

・建築・設備施工管理 CPD 制度参加者は、認定教材を利用することができます。建築施工管理技士その他の建築施工管理に携わる技術者の業務に必要な知識及び技能の向上に資する認定された教材により自習を行うとともに、当該教材にかかる設問に CPD 情報システム上で解答することにより CPD 単位が付加されるものです。

・プロバイダーは、認定教材の申請にあたって、プログラム審査会に認定申請を行ってください。登録手続きは、「4. 1 CPD プログラムの認定申請の方法について」と同じです。本財団のホームページ (<https://www.kensetsu-kikin.or.jp>) から、建築・設備施工管理 CPD 制度ホームページ (<https://www.fcip-cpd.jp>) に接続して、入力案内に従ってプログラム認定申請手続きを行ってください。（書面でも申請可能です）。申請時期については事前にご相談ください。

・参加者は、認定教材に係る設問の解答にあたっては、CPD 情報システムに接続し、設問に解答することになります。全ての設問に正解した場合、参加者に所定の CPD 単位が付加されます。

4. 3 CPDプログラム出席者の名簿データの提出

プロバイダーは、CPDプログラムとなった講習会等の実施時に会場に出席者名簿（様式C）を設置し、参加者が氏名及び参加者IDを記入した出席者名簿を、当該講習会等の開催後2週間以内に、本財団のホームページ (<https://www.kensetsu-kikin.or.jp>) から、建築・設備施工管理 CPD制度ホームページ (<https://www.fcip-cpd.jp>) に接続して、入力案内に従ってプログラム出席者名簿提出から事務局に提出してください。

出席者名簿の記入方法につきましては、CPDプログラムとして認定後に配布する「建築・設備施工管理CPD制度プログラム実施について(出席者名簿等の取扱い)」をご覧ください。

なお、プロバイダーの講師派遣による企業内研修についてのCPDプログラム出席者の名簿データの提出の取扱いは、建築・設備施工管理CPD制度ガイドライン 企業担当者用（社内機能ID）4. 2 企業内研修出席者の名簿データ等の提出による。

5. 申請手続き

5. 1 提出書類と申請手数料

(1) 提出申請書類 (インターネットによる申込—システム画面受付・郵送受付の書面申請もあり)

① プロバイダーIDの取得 2. 2(1)～(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式4) 建築・設備施工管理CPD制度プロバイダー・社内機能ID登録・変更等申請書 ・社員データの入力書式 (システムからテンプレートをダウンロード可)
② CPDプログラムの認定申請(一般のプログラム) 4. 1(1)～(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式3) 建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定審査申請書 (システムからテンプレートをダウンロード可。お手数ですが、事前に事務局までご連絡ください。) <p>なお、講習会等の内容について審査の過程において、更に詳細な資料(例えば、講習会の次第・時間割案、パンフレット、テキスト等)の提出をお願いする場合があります。</p>
③ 監理技術者講習等のプログラム登録申請 4. 2(1)	(②CPDプログラムの認定申請(一般のプログラム)4. 1(1)と同じ)
④ 申請内容の変更	<p>上記申請内容に変更があった場合には届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2. 2(3) 特定機能IDの申請内容(様式4・無料) ・4. 1(3) CPDプログラムの申請内容(様式任意・無料)
⑤ 認定教材のプログラム申請	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式8) 建築・設備施工管理CPD制度認定教材申請書 (システムからテンプレートをダウンロード可。お手数ですが、事前に事務局までご連絡ください。) <p>なお、認定教材の内容について、審査の過程において、更に詳細な資料の提出をお願いする場合があります。</p>
提出先 建築・設備施工管理 CPD制度(事務局)	<p>「①～⑤の名称記載」申請書在中」と記載し、次の送付先に送付してください。</p> <p>送付先：(一財)建設業振興基金 試験管理・講習部企画課 (CPD窓口) 〒 105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL：03-5473-1585 FAX：03-5473-1589 e-mail：cpd-t@kensetsu-kikin.or.jp</p>

(2) 申請手数料 (消費税込み)

① プロバイダーIDの取得	無 料
② CPDプログラムの認定申請(認定教材含む)	<p>申請の際には、下記のいずれかの手数料を承ります。</p> <p>イ) 1～9件まで 5,000円/1プログラム ロ) 10件以上 50,000円/年間</p> <p>○国・地方公共団体の場合 無料</p>
振込先	<p>毎年1月末頃に申請件数等に応じて請求書を発行します。3月末までにご入金をお願いします。</p> <p>振込先：三井住友銀行 請求書に口座番号を明示します。</p> <p>※一旦払い込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。</p>

申請書等の様式

<リスト>	
様式3	建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定申請書
様式4	建築・設備施工管理CPD制度プロバイダー・社内機能ID 登録・変更等申請書
様式8	建築・設備施工管理CPD制度認定教材認定申請書
様式A	建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定証明書
様式B	建築・設備施工管理CPD制度プログラム登録証明書
様式C	建築・設備施工管理CPD制度認定プログラム出席者名簿
様式D	企業内研修報告書式
様式E	建設系CPD協議会加盟団体主催CPD申請書・受講証明書

建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定申請書

申請日 令和 年 月 日

建築・設備施工管理CPD制度事務局 御中

e-mail cpd-t@kensetsu-kikin.or.jp

FAX:03-5473-1589

プロバイダーID			
プロバイダー名			
協賛会社名			
形態		分野	
情報表示		企業内研修	
単位数		講師単位数	
講師氏名			
プログラム概要			
プログラム名			
責任者氏名			
開催日時	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		
会場名			
会場住所			
一般参加費		会員参加費	
募集人数			
概要			
詳細ページ URL			
問合せ先名称			
電話番号		FAX 番号	
E-Mail アドレス			

※振込先、手数料は「プロバイダー用ガイドライン5.1(2)」を参照。

様式8 建築・設備施工管理CPD制度認定教材認定申請書

建築・設備施工管理CPD制度認定教材認定申請書

申請日 令和 年 月 日

建築・設備施工管理CPD制度事務局 御中

e-mail cpd-t@kensetsu-kikin.or.jp

FAX:03-5473-1589

プロバイダーID						
プロバイダー名						
責任者氏名						
問合せ先名称						
電話番号						
FAX 番号						
e-Mail アドレス						
教材概要						
教材名						
形態						
分野						
申請単位	単位					
概要						
設問の回答	設問	1	2	3	4	5
	回答 (a. b. c . . .)					

※振込先、手数料は「プロバイダー用ガイドライン5. 1 (2)」を参照。

建築・設備施工管理CPD制度プログラム認定証明書

〇〇〇〇
〇〇〇〇

様

建築・設備施工管理CPD制度事務局
一般財団法人 建設業振興基金

貴団体から申請のありましたプログラムについて審査した結果、下記の通り認定します。
なお、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに建築・設備施工管理CPD制度事務局に報告してください。

記

プロバイダーID		団体名	
----------	--	-----	--

開催日	プログラムID	プログラム名	認定時間	形態	分野

<認定されたプログラムについて>

認定されたプログラムは、建築・設備施工管理CPD制度の認定プログラムとなり、建築・設備施工管理CPD制度のホームページ(<https://www.fcip-cpd.jp/>)に掲載されます。

なお、プロバイダーは、認定プログラムの開催後、認定プログラムに出席した建築・設備施工管理CPD制度参加登録者の出席した名簿データを2週間以内に建築・設備施工管理CPD制度事務局まで提出してください。(様式C)

<問合せ先> 建築・設備施工管理CPD制度事務局
一般財団法人 建設業振興基金
試験管理・講習部企画課(CPD窓口)
TEL:03-5473-1585
FAX:03-5473-1589

建築・設備施工管理CPD制度プログラム登録証明書

〇〇〇〇
〇〇〇〇

様

建築・設備施工管理CPD制度事務局
一般財団法人 建設業振興基金

貴団体から申請のありましたプログラムについて、下記の通り登録します。
なお、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに建築・設備施工管理CPD制度事務局に報告してください。

記

プロバイダーID		団体名	
----------	--	-----	--

開催日	プログラムID	プログラム名	認定時間	形態	分野

<認定されたプログラムについて>

認定されたプログラムは、建築・設備施工管理CPD制度の認定プログラムとなり、建築・設備施工管理CPD制度のホームページ(<https://www.fcip-cpd.jp/>)に掲載されます。

なお、プロバイダーは、認定プログラムの開催後、認定プログラムに出席した建築・設備施工管理CPD制度参加登録者の出席した名簿データを、建築・設備施工管理CPD制度事務局まで提出してください。(様式C)

<問合せ先> 建築・設備施工管理CPD制度事務局
一般財団法人 建設業振興基金
試験管理・講習部企画課(CPD窓口)
TEL:03-5473-1585
FAX:03-5473-1589

様式C 建築・設備施工管理CPD制度（建築CPD情報提供制度）認定プログラム出席者名簿

プログラム名「 こちらにプログラム名を入力してください 」
建築・設備施工管理CPD制度（建築CPD情報提供制度）認定プログラム出席者名簿

プログラムID :
 主催者 :
 実施日時 : 年 月 日 : ~ :
 会 場 :

(※1) 【参加者IDの記入について】 下記①～③に該当するいずれかの番号を記入してください

- ① **建築・設備施工管理CPD制度、建築CPD情報提供制度、J I A C P D制度**に参加されている方は **12桁のID**を記入してください
- ② **建築士会のCPD制度**に参加されている方は、**11桁の建築士会のCPD番号**を記入してください。
- ③ 上記①、②の番号が不明の方は、建築士登録番号、建築設備士番号もしくは建築施工管理技士技術検定合格証番号を記入してください。二級・木造建築士の方は、建築士の種別と登録都道府県を、及び建築士番号を記入してください。

●講師用記入欄（講習会主催者（プロバイダー）が記入）

	建築・設備施工管理CPD制度参加者ID ほか CPDID(※1)	姓 (カナ)	名 (カナ)	講師 (H)	受講 (H)
1	000000123456	ケンチク	タロウ	2.0	1.0
2					
3					
4					

●受講者用記入欄（※2）

	建築・設備施工管理CPD制度参加者ID ほか CPDID(※1)	姓 (カナ)	名 (カナ)
1	000000456789	セコウ	ハナコ
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(※2)プロバイダー様へ。CPDIDの入力は半角入力にてお願いします。また、参加者なしの場合は「なし」と記入のうえ申請してください。

ご記入いただいた個人情報、建築・設備施工管理CPD制度運営のために使用するとともに、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

様式D 企業内研修報告書式

建築・設備施工管理CPD制度事務局 御中
e-mail cpd-t@kensetsu-kikin.or.jp
FAX:03-5473-1589
(開催後2週間以内に送付してください。)

企業内研修報告書

プログラムID :
主催者 :
実施日時 : 年 月 日 : ~ :
会場 : ○○会議室

開始直後	
半ば	
終了間近	

建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書

建設系 CPD 協議会加盟団体の認定プログラム CPD 申請書・講習会受講記録を、申請にあたって受講証明が必要となる団体に CPD 申請する場合は、受講者自身が以下の内容を記入して、プログラム開催主催者の受講証明印をもらった上で各団体のルールに従ってご申請ください。

	項目名	申請内容
申請者情報	申請日	年 月 日
	申請者名	
	会社名等	
	会社住所等	
	TEL	
	FAX	
	所属団体（学会）名	
	会員番号	
プログラム情報	開催日	年 月 日
	CPD プログラム名称	
	主催者	
	プログラム認定団体	
	開始～終了時間	
	CPD 単位	
	開催地	

【CPD プログラム主催者の方へお願い】

プログラム名、開催日、受講者氏名をご確認の上、証明団体をご記入して証明印をお願いいたします。

証明団体名 _____

受講証明印

インターネットを活用した CPD プログラムにおける認定要件について

○プロバイダー用ガイドライン 3. 2 に規定しているインターネットによる講習会について、以下の要件を満たすものであること。

1-1. 一般・オープン型（テレビ会議・Web 形式）

- ・ ライブ配信（生配信） であること（常にカメラはオンで確認）。
- ・ プロバイダーが、受講者の ユーザー名、パスワードでアクセスしたことを確認 すること。

1-2. 一般・オープン型（e-ラーニング形式）

- ・ 受講者本人のみに通知した ユーザー名、パスワードでアクセスしたことをもって 実施すること。
- ・ 講習の申請は月単位で行い、出席者名簿の提出は、開催期間中、毎月プロバイダーが事務局に行くこと。
- ・ e-ラーニング形式の講習会は時間短縮ができない動画の設定 を行うこと。
- ・ 講習会、終了後の 効果検証（試験実施による全問の正解（5 問程度以上）） を実施すること（ただし、法令・通達等により検証方法が規定されている場合は、それによることができる）。

2-1. 企業内研修型（テレビ会議・Web 形式）

- ・ ライブ配信（生配信） であること（常にカメラはオンで確認）。
- ・ ライブ配信中の画面スクリーンショット（講師と全受講者が映っているもの） を 3 カット以上撮影し提出 すること。
（注）原則講師と受講者の顔が写ったスクリーンショットの撮影ができる Web 会議システムを推奨するが、Web 会議のシステム上、講師と受講者の顔が写った スクリーンショットの撮影が困難な場合は、受講者の顔の代わりとなる資料（受講者のアイコンが写ったスクリーンショットや、ウェビナー等のログによる視聴履歴等） によることができる。
- ・ 講習に用いたテキストの提出すること。

2-2. 企業内研修型（e-ラーニング形式）

（注）企業内研修において、お問い合わせください。

※記載のプログラム以外にも、詳細はお問合せ下さい。